

田上町地域防災計画

資料編

令和6年3月修正

田上町防災会議

田上町地域防災計画 資料編

目次

	ページ
1. 防災組織関連	
① 田上町防災会議条例	1
② 田上町災害対策本部条例	3
③ 田上町災害救助条例	4
④ 災害弔慰金の支給等に関する条例	6
⑤ 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	12
⑥ 被害状況判定基準	16
⑦ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表	17
⑧ 田上町防災会議委員名簿	22
2. 災害危険箇所・区域	
① 土砂災害警戒区域等一覧	23
② 山地に起因する災害危険箇所	25
③ 保安林指定箇所	26
④ 雪崩発生危険箇所	26
⑤ 重要水防箇所評定基準	27
⑥ 重要水防箇所及び水防倉庫	28
⑦ 危険区域等内の要配慮者利用施設	29
3. 観測施設	30
4. 通信及び通信施設状況	
① 田上町防災行政用無線屋外拡声子局等設置状況	31
② Wi-Fi スポット設置施設一覧	31
③ 災害時優先電話	31
5. 消防関係	
① 現有消防力	32
② 消防水利状況	33
6. ライフライン関係	
① 田上町水道状況	34
② 田上町下水道状況	34
③ 田上町水道工事業者リスト	34
7. 危険物の状況	
① 移動タンク貯蔵所	35
② 給油取扱所	35
③ 一般取扱所	35
8. 公共施設及び関係機関状況	
① し尿・ごみ処理施設	36
② 火葬場	36
③ 医療機関	37
④ 小中学校、幼稚園給食能力	38
9. 避難所等	
① 指定避難所リスト	39
② 福祉避難所リスト	40
③ 救護所予定施設	40

10. 輸送	
① 公用車一覧表	41
② ヘリポート適地	42
③ 緊急輸送施設及び輸送拠点	42
11. その他	
① 田上町の文化財一覧（参考）	43
② 小売店リスト	44
12. 協定	
① 災害時における相互援助協定	46
② 災害時における物資供給等に関する応援協定	58
13. 様式	
① 自衛隊災害派遣要請依頼書	60
② 緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証	61
③ 緊急通行車両確認申請書	62
④ 災害被害報告（速報）様式	63
⑤ 情報伝達票	64
⑥ 消防防災航空隊出動要請書	65
⑦ 災害等速報	66
⑧ 罹災証明書交付申請書	67
⑨ 罹災証明書	68
⑩ 遺留品処理票	69
⑪ 災害死体送付兼焼骨処理票	70
⑫ 死体処理票	71
14. 災害報告取扱要領	72
15. 被災建築物応急危険度判定実施体制	77
16. 警報・注意報発表基準一覧表	78
17. 融資・貸付その他資金等による支援計画	79

作成 平成20年 6月20日

修正 平成21年 8月 5日

修正 平成23年10月21日

修正 平成25年 3月26日

修正 平成28年 2月12日

修正 平成30年 3月26日

修正 令和 6年 3月26日

1 防災組織関連

1-① 田上町防災会議条例

(昭和 40 年 7 月 9 日条例第 84 号)
改正 昭和 45 年 3 月 14 日条例第 17 号 平成 10 年 12 月 22 日条例第 28 号
昭和 55 年 7 月 5 日条例第 19 号 平成 12 年 3 月 24 日条例第 18 号
平成 8 年 7 月 19 日条例第 27 号 平成 19 年 9 月 28 日条例第 48 号
平成 24 年 9 月 21 日条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、田上町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 田上町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織し、委員の定数は 30 名以内とする。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 新潟県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 新潟県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育委員会、農業委員会、議会の各部内の職員のうちから町長が指名する者
- (6) 加茂地域消防長及び田上町消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年3月14日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年7月5日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年7月19日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年12月22日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月21日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年1月28日までの間において、改正後の田上町防災会議条例第3条第5項第8号の規定により任命される田上町防災会議の委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、同日までとする。

1-② 田上町災害対策本部条例

(昭和 40 年 7 月 9 日条例第 86 号)
改正 平成 24 年 9 月 21 日条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、田上町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 21 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-③ 田上町災害救助条例

(昭和 50 年 12 月 30 日条例第 34 号)
改正 平成 25 年 12 月 16 日条例第 29 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害に際して、町が応急的に必要な救助を行い、被災者の保護を図ることを目的とする。

(救助の実施要件)

第 2 条 この条例による救助(以下「救助」という。)は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用されない災害であって、次に定める程度の災害が発生した場合で当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

- (1) 住家が滅失した世帯数が 8 以上に達した場合
- (2) 前号に達しないが多数の世帯の住家が滅失し、町長が特に必要と認めた場合
- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 前項第 1 号及び第 2 号に定める住家が滅失した世帯数の算定は、住家が半壊し、又は半焼した等著しく損壊した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することのできない状態となった世帯は 3 世帯をもってそれぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。

(救助の種類等)

第 3 条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 被災者の救出
- (5) 応急仮設住宅の設置
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 障害物の除去

2 前項第 5 号から第 7 号までの救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第 4 条 救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則(昭和 35 年新潟県規則第 30 号)第 5 条に定める範囲内において行うものとする。

2 町長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず救助の期間を延長して行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 16 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-④ 災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和49年12月20日条例第34号)

改正 昭和50年3月20日条例第16号 昭和50年12月30日条例第33号
昭和51年12月24日条例第26号 昭和56年9月24日条例第25号
昭和57年12月20日条例第19号 昭和62年1月30日条例第6号
平成3年12月25日条例第29号 平成23年6月24日条例第11号
平成31年3月8日条例第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)並びに新潟県災害弔慰金補助及び災害援護資金貸付要綱の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害又は新潟県災害救助条例(昭和39年新潟県条例第77号)が適用された災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア 配偶者

- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- 2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、これらの規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定した時を含む。)、法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失、若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で町長が定める率とする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、法第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(東日本大震災に伴う特例)

第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント(保証人

を立てる場合にあっては無利子)」とする。

2 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第 15 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 23 年特別法第 103 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 13 条第 1 項及び平成 23 年特別令第 14 条第 7 項の規定によるものとする。

附 則(昭和 50 年 3 月 20 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 12 月 30 日条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 12 月 24 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、昭和 51 年 9 月 7 日以降に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項各号の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護貸付けについて適用する。

附 則(昭和 56 年 9 月 24 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 57 年 12 月 20 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和 62 年 1 月 30 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 3 年 12 月 25 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金に支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 23 年 6 月 24 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 8 日条例第 1 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

1-⑤ 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和 58 年 3 月 30 日規則第 9 号)
改正 平成 23 年 6 月 30 日規則第 12 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年田上町条例第 34 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定す

る障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書はその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証

明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 10 条 町長は、前条の災害援護資金借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 11 条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る災害援護資金借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第 6 号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第 7 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第 8 号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第 9 号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第 10 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を当該借受人に交付するものとする。

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14

号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるとき督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

(東日本大震災に伴う特例)

第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第3項の適用については、「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「平成30年3月31日」とする。

- 2 前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第9条の適用については、「保証人の連署した災害援護資金借用書」とあるのは「借用書」と、「資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。){保証人の印鑑証明書」とあるのは「資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。){の印鑑証明書」とする。

附 則(平成23年6月30日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成23年3月11日から適用する。

1-⑥ 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
人的被害	死者	1 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの 2 死体を確認することはできないが、死亡したことが確実なもの
	行方不明	当該災害が原因で行方不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	重傷	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもので、1か月以上の治療を要する見込みのもの
	軽傷	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもので、1か月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	(滅失) 全壊 全焼 全流出	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの。 具体的には 1 住家の損壊・焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの(被害面積方式) 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
	半壊 半焼	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。 具体的には 1 住家の損壊部分の床面積がその住家の延面積の20%以上70%未満のもの(被害面積方式) 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	床上浸水	全壊(全焼・流失)及び半壊(半焼)に該当しない場合において、 1 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの 2 土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの
	床下浸水	全壊(全焼・流失)及び半壊(半焼)に該当しない場合において、浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの
	一部損壊	住家の損壊程度が半壊程度に達しない程度のもの (床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く)

1-⑦ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

(令和5年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害による現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 (加算額) 冬季…別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所が不足する場合や避難の長期化が見込まれる場合については、ホテル・旅館等を借り上げて、避難所とすることも可能。(利用金額は7,000円/泊・人(税込み、食事込み)の範囲内とし予め県と協議)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者を供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、県と協議する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																									
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情時応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。																																									
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、もしくは災害により減に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食1/3日)																																									
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																									
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、もしくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	夏期(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 (下記金額の範囲内)	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額。 2 現物給付に限ること。																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th></th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊、全焼、流失</td> <td>夏</td> <td>19,200円</td> <td>24,600円</td> <td>36,500円</td> <td>43,600円</td> <td>55,200円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,800円</td> <td>41,100円</td> <td>57,200円</td> <td>66,900円</td> <td>84,300円</td> <td>11,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊、半焼、上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,300円</td> <td>8,400円</td> <td>12,600円</td> <td>15,400円</td> <td>19,400円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,100円</td> <td>13,200円</td> <td>18,800円</td> <td>22,300円</td> <td>28,100円</td> <td>3,700円</td> </tr> </tbody> </table>						区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上※	全壊、全焼、流失	夏	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円	冬	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円	半壊、半焼、上浸水	夏	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円	冬	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上※																																						
全壊、全焼、流失	夏	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円																																						
	冬	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円																																						
半壊、半焼、上浸水	夏	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円																																						
	冬	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円																																						
※1人増すごとに加算																																													
医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上																																									
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上																																									

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救助	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内の生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることのできない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊もしくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内(一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,500円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第 1 項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第 2 項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	被害が発生するおそれの段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバスに乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう）の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額
補助の事務を行うのに必要な費用	①時間外勤務手当 ②賃金職員等雇上 ③旅費 ④需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） ⑤使用料及び賃借料 ⑥通信運搬費 ⑦委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国費負担を行う年度（以下「コンコ負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分させる額を合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合計額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4
--	--	--

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1-⑧ 田上町防災会議委員名簿

(敬称略)

号別	機 関 名	役職名	備 考
会長	田上町	町長	
1	北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所	所長	
2	新潟県 三条地域振興局	地域整備部長	
3	新潟県警察	加茂警察署長	
4	田上町	副町長	
4	〃	総務課長	
4	〃	地域整備課長	
4	〃	産業振興課長	
4	〃	町民課長	
4	〃	保健福祉課長	
5	田上町教育委員会	教育長	
5	〃	事務局長	
6	加茂地域消防本部	消防長	
6	田上町消防団	団長	
7	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 新潟支店	支店長	
7	東北電力株式会社 新潟県央営業所	所長	
7	JR 東日本燕三条駅	駅長	
7	日本郵便株式会社 羽生田郵便局	局長	
7	北陸ガス株式会社 長岡支社	次長	
7	新津郷土地改良区	理事長	
7	田上郷土地改良区	理事長	
7	田上町商工会	会長	
7	えちご中越農業協同組合 田上支店	支店長	
7	田上町社会福祉協議会	会長	
8	田上町自主防災組織連絡協議会	会長	

2 災害危険箇所・区域

2-① 土砂災害警戒区域等一覧

所在地	区域名	自然現象の種類	土砂災害警戒区域公示番号	土砂災害警戒区域公示日	土砂災害特別警戒区域公示番号	土砂災害特別警戒区域公示日	箇所番号
湯川	湯川-001	土石流	新潟県告示第775号	H24.6.8	新潟県告示第776号	H24.6.8	361-三条-001
羽生田	今滝	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第858号	H24.7.3			三条-361.007
羽生田	荒所	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第858号	H24.7.3	新潟県告示第859号	H24.7.3	三条-361.008
羽生田	内山外	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第858号	H24.7.3	新潟県告示第859号	H24.7.3	三条-361.009
川船河	大形(1)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第858号	H24.7.3	新潟県告示第859号	H24.7.3	三条-361.010
川船河	大形(2)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第858号	H24.7.3	新潟県告示第859号	H24.7.3	三条-361.011
川船河	所谷	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第858号	H24.7.3	新潟県告示第859号	H24.7.3	三条-361.012
川船河	川船河(1)	土石流	新潟県告示第858号	H24.7.3	新潟県告示第859号	H24.7.3	361-三条-004
羽生田	今滝一の沢	土石流	新潟県告示第858号	H24.7.3	新潟県告示第859号	H24.7.3	361-I-016
羽生田	荒所沢	土石流	新潟県告示第858号	H24.7.3			361-I-018
原ヶ崎新田	原ヶ崎新田	土石流	新潟県告示第1312号	H24.10.30	新潟県告示第1313号	H24.10.30	361-三条-002
原ヶ崎新田	中山	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第1312号	H24.10.30			三条-361.002
吉田新田	向山	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第1312号	H24.10.30	新潟県告示第1313号	H24.10.30	三条-361.001
吉田新田	中山沢	土石流	新潟県告示第1312号	H24.10.30	新潟県告示第1313号	H24.10.30	361-I-012
吉田新田	トドメキ	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第1312号	H24.10.30			三条-361.005
羽生田	一区	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第1312号	H24.10.30			Ⅲ-361.002
羽生田	梅ノ木	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第1312号	H24.10.30	新潟県告示第1313号	H24.10.30	三条-361.003
羽生田	虎ヶ石	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第1312号	H24.10.30	新潟県告示第1313号	H24.10.30	三条-361.004
羽生田	中ツル根	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第1312号	H24.10.30	新潟県告示第1313号	H24.10.30	三条-361.006
羽生田	中の沢	土石流	新潟県告示第1312号	H24.10.30	新潟県告示第1313号	H24.10.30	361-I-013
羽生田	一の沢	土石流	新潟県告示第1312号	H24.10.30			361-I-014
羽生田	今滝二の沢	土石流	新潟県告示第1312号	H24.10.30	新潟県告示第1313号	H24.10.30	361-I-015
羽生田	羽生田(1)	土石流	新潟県告示第1312号	H24.10.30			361-三条-003
川船河	茗ヶ谷	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第1352号	H24.11.9	新潟県告示第1353号	H24.11.9	Ⅲ-361.003
川船河	川船河(2)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第1352号	H24.11.9	新潟県告示第1353号	H24.11.9	Ⅱ-361.001
川船河	大形3	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第1352号	H24.11.9			三条-361.013
川船河	前山1	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第1352号	H24.11.9	新潟県告示第1353号	H24.11.9	三条-361.014
川船河	前山2	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第1352号	H24.11.9	新潟県告示第1353号	H24.11.9	三条-361.015
川船河	爺ヶ入	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第38号	H31.1.11	新潟県告示第39号	H31.1.11	三条-361.016
川船河	大坪	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第1352号	H24.11.9	新潟県告示第1353号	H24.11.9	三条-361.017
川船河	茗ヶ谷道下	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第1352号	H24.11.9	新潟県告示第1353号	H24.11.9	三条-361.018
川船河	上大原	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第1352号	H24.11.9	新潟県告示第1353号	H24.11.9	三条-361.019
川船河	紙屋沢(1)	土石流	新潟県告示第1352号	H24.11.9	新潟県告示第1353号	H24.11.9	三条-361-019-1
川船河	紙屋沢(2)	土石流	新潟県告示第1352号	H24.11.9	新潟県告示第1353号	H24.11.9	三条-361-019-2
川船河	茗ヶ谷川	土石流	新潟県告示第1352号	H24.11.9	新潟県告示第1353号	H24.11.9	361-I-021
川船河	爺ヶ入沢(1)	土石流	新潟県告示第1352号	H24.11.9	新潟県告示第1353号	H24.11.9	361-三条-005
川船河	爺ヶ入沢(2)	土石流	新潟県告示第1352号	H24.11.9			361-三条-006
川船河	爺ヶ入沢(3)	土石流	新潟県告示第1352号	H24.11.9	新潟県告示第1353号	H24.11.9	361-三条-007
川船河	七曲沢	土石流	新潟県告示第1352号	H24.11.9	新潟県告示第1353号	H24.11.9	361-三条-008
川船河	水ノ入沢	土石流	新潟県告示第1352号	H24.11.9	新潟県告示第1353号	H24.11.9	361-三条-009
川船河	金ノ沢	土石流	新潟県告示第1352号	H24.11.9			361-三条-010
川船河	鷺ヶ沢	土石流	新潟県告示第1352号	H24.11.9	新潟県告示第1353号	H24.11.9	361-三条-011
川船河	樺沢	土石流	新潟県告示第1352号	H24.11.9	新潟県告示第1353号	H24.11.9	361-三条-012
川船河	馬通沢(1)	土石流	新潟県告示第1352号	H24.11.9			361-三条-013
川船河	馬通沢(2)	土石流	新潟県告示第1352号	H24.11.9	新潟県告示第1353号	H24.11.9	361-三条-014
川船河	馬通沢(3)	土石流	新潟県告示第1352号	H24.11.9	新潟県告示第1353号	H24.11.9	361-三条-015
湯川	湯川(1)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第34号	H26.1.14			三条-361.020
湯川	湯川(2)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第34号	H26.1.14			三条-361.021
田上	谷	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	I-361.001(0463)
田上	水ノ入	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	I-361.002(0464)
田上	川ノ下(3)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	I-361.003(2369)
田上	川ノ下(1)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	I-361.004(1937)
田上	川ノ下(2)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	I-361.005(0465)
田上	川ノ下(4)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	Ⅲ-361.001(4031)
田上	谷(2)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.022
田上	谷(3)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.023
田上	五明寺	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.024
田上	古滝谷(1)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.025
田上	古滝谷(2)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.026
田上	古滝谷(3)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.027
田上	古滝谷(5)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.029
田上	山田(1)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.030
田上	城府ヶ入(1)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.031

所在地	区域名	自然現象の種類	土砂災害警戒区域公示番号	土砂災害警戒区域公示日	土砂災害特別警戒区域公示番号	土砂災害特別警戒区域公示日	箇所番号
田上	城府ヶ入(2)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.032
田上	上野(1)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.033
田上	上野(2)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.034
田上	山田(2)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.035
田上	水ノ入(2)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.036
田上	上野(3)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.037
田上	本田上	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.038
田上	川ノ下(5)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.039
田上	三十刈	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.040
田上	平林	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.041
田上	大原	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7			三条-361.042
田上	中店	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.043
田上	山崎(1)	急傾斜地の崩壊	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	三条-361.044
田上	谷川	土石流	新潟県告示第127号	H26.2.7			361-I-001
田上	谷川二の谷	土石流	新潟県告示第127号	H26.2.7			361-I-002
田上	勘四郎沢	土石流	新潟県告示第127号	H26.2.7			361-I-003
田上	水上沢川	土石流	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	361-I-004
田上	清吉沢	土石流	新潟県告示第127号	H26.2.7			361-I-005
田上	東竜寺沢-1	土石流	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	361-I-006-1
田上	東竜寺沢-2	土石流	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	361-I-006-2
田上	檜山沢-1	土石流	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	361-I-007-1
田上	檜山沢-2	土石流	新潟県告示第127号	H26.2.7			361-I-007-2
田上	山田一の沢	土石流	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	361-I-008
田上	諏訪入沢-1	土石流	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	361-I-009-1
田上	諏訪入沢-2	土石流	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	361-I-009-2
田上	川の下沢	土石流	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	361-I-010
田上	小屋沢	土石流	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	361-I-011
田上	一の沢	土石流	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	361-II-001
田上	川上の下沢	土石流	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	361-II-002
田上	二の沢	土石流	新潟県告示第127号	H26.2.7	新潟県告示第128号	H26.2.7	361-III-001
羽生田	釜の口沢	土石流	新潟県告示第957号	H27.7.3	新潟県告示第958号	H27.7.3	361-I-017

2-② 山地に起因する災害危険箇所

1 山腹崩壊危険箇所

番号	位置			危険度	危険性の有無			直接保全対象施設等			面積 ha	保安林 関係
	町・村	大字	字		地形	地質	林況	人家	公共 建物	施設 その他		
1	田上町	田上	谷	A	○	○	×	9			1.0	
2	〃	〃	追越	B	○	○	○	32			1.0	
3	〃	〃	水ノ入	B	○	○	○	24			1.0	
4	〃	〃	赤坂	B	○	○	○	11			1.0	
5	〃	〃	川ノ下	C	○	○	○	6			1.0	
6	〃	〃	古滝谷	A	○	○	○	8			2.0	○
7	〃	〃	山田	A	○	○	○	28			3.0	
8	〃	〃	川ノ下(2)	A	○	○	○	25	1		2.0	○
9	〃	湯川	東紙屋山	A	○	○	○	5			1.0	
10	〃	〃	浦山	B	○	○	○	14			5.0	○
11	〃	田上	追越(2)	B	○	○	○	24			3.0	
12	〃	〃	川ノ下(3)	C	○	○	○	2			1.0	

2 崩壊土砂流出危険箇所

番号	位置			危険度	危険性の有無			直接保全対象施設等			面積 ha	保安林 関係
	町・村	大字	字		地形	地質	林況	人家	公共 建物	施設 その他		
1	田上町	田上	一の沢	B	○	○	○	50			0.60	○
2	〃	湯川	サルガサワ	C	○	○	○	1			1.26	○

2-③ 保安林指定箇所

番号	位 置				保 安 林 種	指定 面積 ha	工 事 現 況		
	町・村	大字	字	地番			既成	着手	未着 手
1	田上町	湯川	北ノ谷	3222 他 5 筆	土砂崩壊防備	4.6200	○		
2	〃	湯川	水筋沢	3067 他 23 筆	土砂崩壊防備	4.5100	○		
3	〃	田上	一ノ沢	甲 750 他 10 筆	土砂崩壊防備	3.5260	○		
4	〃	田上	一ノ沢	甲 748 他 152 筆	土砂崩壊防備	32.6000	○		
5	〃	田上	白 倉	乙 1121-1 他 4 筆	土砂崩壊防備	4.4600	○		
6	〃	羽生田	鳶ヶ沢	乙 1006-1	水源のかん養	6.6100	○		
7	〃	田上	川ノ下	乙 187-1 他 6 筆	土砂崩壊防備	1.7100	○		
8	〃	田上	古滝谷	乙 540 他 5 筆	土砂崩壊防備	0.3802	○		
9	〃	湯川	浦 山	2735-5	土砂崩壊防備	0.2000			○

2-④ 雪崩発生危険箇所

番 号	位置		発 生 危 険 箇 所 の 状 況						保 全 対 象					防 止 施 設
	大 字	字	斜 面 の 傾 斜 度	斜 面 の 方 位	植 生	発 生 の 状 況		今 冬 の 積 雪	人 家 戸	公 共 的 施 設	そ の 他 施 設	道 路 (m)	見 通 し 角 (度)	
						59 豪 雪	そ の 他							
I-361.01	田上	川ノ下	35.0	西	針広 混合	無	無	0	12	無	無		無	無

2-⑤重要水防箇所評定基準

重要水防区域は次表のとおりとする。（県重要水防箇所評定基準より）

種別	区分	重 要 度		要注意区間
	重点区間	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	A区間で、特に水防時に重点的に巡視すべき区間	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤体漏水		堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水		堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ、堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎漏水に係る変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝洗掘		水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物		河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下の箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工				出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防破提跡 旧川跡				新堤防で築造後3年以内の箇所 破提跡又は旧川跡の箇所
陸 闌			陸闌が設置されている箇所	

2-⑥重要水防箇所及び水防倉庫

1 重要水防箇所

番号 河川名	位置	重点 (m)	A (m)	B (m)	要注意区間 (m)	現況 (認定基準)	予想 される 危険	対策 水防 工法
	大字							
1 信濃川	曾根新田			227		越水(溢水)B	越水	積み土のう工
	曾根新田			79		越水(溢水)B 旧川跡	越漏水	積み土のう工 月の輪工
	曾根新田			579		越水(溢水)B 旧川跡	越漏水	積み土のう工 月の輪工
	曾根新田 から 横場新田			918		越水(溢水)B	越水	積み土のう工
	横場新田			181		越水(溢水)B 旧川跡	越漏水	積み土のう工 月の輪工
	横場新田			104		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越漏水	積み土のう工 月の輪工
	横場新田			94		越水(溢水)B 堤体漏水B	越漏水	積み土のう工 月の輪工
	横場新田			28		越水(溢水)B 堤体漏水B	越漏水	積み土のう工 月の輪工
	横場新田			1,991		越水(溢水)B 堤体漏水B	越漏水	積み土のう工 月の輪工
	保明新田			462		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越漏水	積み土のう工 月の輪工
	保明新田			769		越水(溢水)B 堤体漏水B	越漏水	積み土のう工 月の輪工
	保明新田			16		堤体漏水B	漏水	月の輪工
保明新田				314	旧川跡	漏水	月の輪工	
2 加茂川								
3 五社川	中店鳴 湯川			右 900 左 900		越水	越水	積み土のう工
合計				7,248	314			

2 水防倉庫

田上町役場

2-⑦危険区域等内の要配慮者利用施設

次の施設は、危険区域等の範囲内の要配慮者が多数利用する施設であり、土砂災害や河川氾濫情報などが発表され、または、発表されるおそれがある場合に、情報伝達・避難支援に特に配慮が必要な施設である。

注意情報・避難情報の発信は、緊急速報メールのほか、電話連絡等により確実な情報の伝達と避難誘導を図る。

1 土砂災害等危険区域内にある施設

地区名	施設名称	所在地	連絡先	土砂災害 防止法	土砂災害危険 箇所基礎調査	
				の急傾斜地 崩壊	土石流	の急傾斜地 崩壊
上野	田上小学校	大字田上乙 333	57-2018	○		○
中店	ふれあいの家	大字田上丙 2548-2	57-2318		○	
清水沢	晴和会 田上園	大字羽生田乙 572-35	46-7777	○		
清水沢	羽生田小学校	大字羽生田乙 555	57-2017	○		
下吉田	地域学習センター	大字吉田新田丁 242-2	57-4378		○	
原ヶ崎	竹の友幼稚園	大字原ヶ崎新田 1978-1	41-5530	○	○	
原ヶ崎	田上中学校	大字原ヶ崎新田 2700	57-2039	○		
原ヶ崎	くつろぎの家	大字原ヶ崎新田 2635-10	57-6121		○	

2 浸水想定区域内にある施設

地区名	施設名称	所在地	連絡先	河川名
				信濃川
山田	老人憩の家心起園	大字田上丙 1189	57-3182	○
中店	あじさいの里	大字田上丙 2987-1	57-2000	○
下中村	陽だまりの家	大字保明新田 806-1	47-1211	○
原ヶ崎	やすらぎの家	大字原ヶ崎新田 3070	57-6262	○
原ヶ崎	やすらぎ工房	大字原ヶ崎新田 3070	47-1162	○
原ヶ崎	総合保健福祉センター	大字原ヶ崎新田 3071	57-6112 (役場保健福祉課内)	○

3 観測施設

測点場所名	所在地	備考
田上町役場	田上町大字原ヶ崎新田 3070 番地	震度、雨量、冬期間気温、積雪、降雪
田上終末処理場	田上町大字田上丙 1153 番地 4	雨量、風向、風速、気温、湿度、気圧

4 通信及び通信施設状況

4-① 田上町防災行政用無線屋外拡声子局等設置状況

1 同報系無線設備の設置場所

局	送受信場所	設置場所
親局	田上町役場	田上町大字原ヶ崎新田 3070
屋外拡声子局	田上中学校局	田上町大字原ヶ崎新田
	田上小学校局	田上町大字田上
	羽生田小学校局	田上町大字羽生田
	ごまどう湯っ多里館局	田上町大字田上丙 3673-1
	曾根ふれあいセンター局	田上町大字曾根新田 115
	田上郷排水機場局	田上町大字横場新田 1465
	保明交流センター局	田上町大字保明新田 806-5
	大正川排水機場局	田上町大字坂田 104・105

2 移動系無線設備の設置場所

局	送受信場所	備考
統制局	田上町役場	
副統制台	田上町役場 総務課	
	〃 地域整備課	
	〃 宿直室	
陸上移動局	田上町役場	11 台
	田上町消防団	12 台

4-② Wi-Fi スポット設置施設一覧

施設名	所在地
道の駅たがみ	田上町大字原ヶ崎新田 3073
地域学習センター	田上町大字吉田新田丁 242-2
田上町役場	田上町大字原ヶ崎新田 3070
交流会館	田上町大字原ヶ崎新田 3072-1
湯っ多里館	田上町大字田上丙 3673-1
コミュニティーセンター	田上町大字田上丙 1274-2
田上中学校武道場	田上町大字原ヶ崎新田 2700
老人福祉センター	田上町大字川船河甲 885-1
総合保健福祉センター	田上町大字原ヶ崎新田 3071

4-③ 災害時優先電話

登録電話	0256-57-6311 (庁舎会議室 1)
	0256-57-6312 (庁舎会議室 2)
	0256-57-3182 (心起園)

5 消防関係

5-① 現有消防力

(令和5年12月31日現在)

分団名	担当地区	団員数	世帯数	人口	ポンプ種類
自動車分団	町全体及び本田上全域	18	365	1,004	小型動力ポンプ
第1分団	原ヶ崎	17	220	587	小型動力ポンプ
第2分団	川之下	12	207	567	小型動力ポンプ
第3分団	上野・山田	19	431	998	小型動力ポンプ
第4分団	中店全域・中店嶋	16	502	1,079	小型動力ポンプ
第5分団	後藤・曾根	10	69	185	小型動力ポンプ
第6分団	湯川	9	149	443	小型動力ポンプ
第7分団	下吉田・青海	13	442	1,129	小型動力ポンプ
第8分団	羽生田全域 ・清水沢全域	20	876	2,227	小型動力ポンプ
第9分団	川船河全域 ・坂田・上吉田	22	744	1,892	小型動力ポンプ
第10分団	上横場・下横場	20	102	277	小型動力ポンプ
第11分団	川前・保明嶋・下中村・上 中村・四ッ合・千苺・石田	21	131	427	小型動力ポンプ
女性広報 分団	町全体	19	—	—	—

5-② 消防水利状況

1 分団別消火栓・防火水槽設置数 (令和5年4月1日現在)

	消 火 栓		防 火 水 槽		小計
	地上式	地下式	直結	非直結	
自動車分団 第1分団	37	4	13		54
第2分団	10	1	2		13
第3分団	29		11	2	42
第4分団	13		10	1	24
第5分団	7		5		12
第6分団	6		7		13
第7分団	20		10	1	31
第8分団	39	1	18	1	59
第9分団	37		22	1	60
第10分団	12		6		18
第11分団	18		11		29
合 計	228	6	115	6	355

2 防火水槽容量別設置数

	容 量 別 数	合 計
自動車分団 第1分団	40t-9 33t-2 25t-1 18t-1	13
第2分団	40t-1 20t-1	2
第3分団	47t-1 40t-10 6t-1 5t-1	13
第4分団	40t-7 33t-2 31t-1 30t-1	11
第5分団	40t-3 32t-1 28t-1	5
第6分団	53t-1 40t-2 35t-1 34t-2 32t-1	7
第7分団	40t-4 31t-1 30t-1 29t-1 26t-1 20t-2 19t-1	11
第8分団	40t-17 34t-1 27t-1	19
第9分団	40t-16 36t-1 35t-1 32t-4 24t-1	23
第10分団	40t-6	6
第11分団	40t-11	11
合 計		121

6 ライフライン関係

6-① 田上町水道状況

(令和5年3月31日現在)

給水区域	計画給水人口	区域内人口	現在給水人口	最大給水量 m ³ /日	備考
田上町全域 (興野(湯川)・中店嶋 は新潟市より受水)	14,000人	10,949人	10,880人	6,219	

6-② 田上町下水道状況

(令和5年3月31日現在)

供用開始区域	計画処理人口	処理人口	接続人口	処理能力 m ³ /日	備考
湯川・中店1～4区・山 田・上野・川之下の一部 (区域外流入を含む)	4,300人	2,645人	2,483人	3,000	田上処理区
中店嶋・湯川の一部	60人	46人	25人		嶋・興野処理区
上横場・下横場・ 曾根・後藤の一部	840人	457人	438人	227	横場処理区
上横場の一部・川前・下 中村・上中村・四ッ合・ 千苺・石田・坂田の一部	690人	425人	417人	187	保明処理区

6-③ 田上町水道工事業者リスト

水道工事	業者名	所在地	電話番号
	中越大栄工業 株式会社	田上町大字田上丙 3038-8	57-5505
	有限会社 滝沢電気商会	田上町大字田上丙 1360	57-2361
	志田電気 株式会社	田上町大字羽生田丙 628-5	57-2068
	有限会社 ワタセイ商会	田上町大字原ヶ崎新田 1175	57-2077
	有限会社 武田建設	田上町大字田上丙 2525-1	57-2151

建設・土木工事	業者名	所在地	電話番号
	株式会社 堀内組	田上町大字川船河甲 1059-1	41-4051
	有限会社 武田建設	田上町大字田上丙 2786-1	57-2151
	株式会社 ヤマキ建設	田上町大字田上丙 324-1	57-6091
	中越大栄工業 株式会社	田上町大字田上丙 3038-8	57-5505

電気工事	業者名	所在地	電話番号
	株式会社 志田電気	田上町大字羽生田丙 628-5	57-2068
	有限会社 滝沢電気商会	田上町大字田上丙 1360	57-2361
	川崎電器	田上町大字田上丙 2998-1	57-3196
	中野電気商会	田上町大字原ヶ崎新田 1995-3	57-3334
中越大栄工業 株式会社	田上町大字田上丙 3038-8	57-5505	

7 危険物の状況

7-① 移動タンク貯蔵所

取扱所の名称	取扱品目	所在地	電話番号	備考
明田川石油	灯油	田上町大字田上丙 2494-1	57-4278	
児玉商店	灯油	田上町大字羽生田丙 549	57-3079	
高取商店	灯油	田上町大字羽生田丙 345	57-2047	
田沢石油店	灯油	田上町大字原ヶ崎新田 1175-4	57-2164	
小柳建設(株)	軽油・灯油	田上町大字川船河甲 1391-2	57-5171	
中野良二	灯油	田上町大字田上丙 677-38	57-3949	

7-② 給油取扱所

取扱所の名称	取扱品目	所在地	電話番号	備考
明田川石油	ガソリン・軽油・灯油	田上町大字田上丙 2494-1	57-4278	
田沢石油店	ガソリン・軽油・灯油	田上町大字原ヶ崎新田 1175-4	57-2164	
渡辺商会	ガソリン・軽油・灯油	田上町大字羽生田丙 548	57-2051	
安藤プロパン	ガソリン・軽油・ 灯油・廃油	田上町大字川船河 1070-12	57-4100	

7-③ 一般取扱所

取扱所の名称	取扱品目	所在地	電話番号	備考
児玉商店	灯油	田上町大字羽生田丙 549	57-3079	
高取商店	灯油	田上町大字羽生田丙 345	57-2047	
田沢石油店	灯油	田上町大字原ヶ崎新田 1175-4	57-2164	
渡辺商会	灯油	田上町大字羽生田丙 548	57-2051	
コメリ田上店	灯油	田上町大字田上丁 1663-1	41-5005	
(株)長沢	塗料・溶剤	田上町大字川船河甲 1095-2	52-0015	

8 公共施設及び関係機関状況

8-① し尿・ごみ処理施設

(1) し尿

住 所		加茂市大字加茂新田 5046 番地 2			
処 理 施 設		運 搬 車 等			
処 理 方 法	能 力 kl/日	バキューム車		トラック	
		kl	台	kl	台
標準脱チッ素方法	60/日	5,700	2	—	—

(2) ごみ

住 所		田上町大字原ヶ崎新田 2124 番地					
処 理 施 設		運 搬 車 等					
処 理 方 法	能 力 t/h	収集車		運搬車		その他	
		t	台	t	台	t	台
ストーカー方式	60/8	11.9	4	1.7	1	—	—

8-② 火 葬 場

名 称	住 所	電話番号
来 迎 苑	田上町大字川船河 1303 番地	52-6487

8-③ 医療機関

町内

医療機関名	電話番号	住 所	診療科目
田上診療所	57-5015	田上町大字田上丙 1225	内科・精神科
須田医院	41-5025	田上町大字羽生田丙 151-14	内科・脳神経外科・リハビリ科
星野内科医院	41-4141	田上町大字川船河甲 1330-6	内科・呼吸器内科・アレルギー科
瀬高歯科医院	57-5441	田上町大字田上丙 2494-6	歯科
川名歯科医院	53-4180	田上町大字川船河甲 1073-17	歯科
櫻木歯科医院	57-5097	田上町大字田上丙 1209-8	歯科
ひまわり歯科医院	57-6480	田上町大字田上丁 2402-49	歯科
潤歯科	46-8822	田上町大字原ヶ崎新田 2019-4	歯科

町外総合病院

医療機関名	電話番号	住 所	診療科目
県立加茂病院	52-0701	加茂市青海 1-9-1	総合
済生会新潟県央基幹病院	0256-47-4700	三条市上須頃 5001-1	総合
新潟県済生会三条病院	33-1551	三条市大野畑 6-18	総合
三之町病院	33-0581	三条市本町 5-2-30	総合
新潟大学医歯学総合病院	025-223-6161	新潟市中央区旭町通 1 番町 754	総合
新潟市民病院	025-281-5151	新潟市中央区鐘木 463-7	総合
日本赤十字社 長岡赤十字病院	0258-28-3600	長岡市千秋 2 丁目 297-1	総合

町外

医療機関名	電話番号	住 所	診療科目
県央医師会応急診療所	32-0909	三条市興野 1-13-67	内科・小児科・外科・整形外科
中村医院	52-0095	加茂市五番町 3-29	内科・外科・消化器科・肛門科
小池内科消化器科クリニック	53-3355	加茂市仲町 1-37	内科・消化器科・胃腸科
鷺塚内科医院	52-2054	加茂市穀町 7-7	内科・循環器科
このみや内科クリニック	57-0770	加茂市新栄町 4-1	内科
さくらクリニック	52-9511	加茂市寿町 9-10	内科・人工透析内科
吉田内科医院	57-7511	加茂市柳町 2-5-4	内科・消化器科
徳友医院	53-0167	加茂市高須町 1-6-11	内科・呼吸器科・皮膚科

監物小児科医院	52-0800	加茂市旭町 7-11	小児科・内科
わたなべ医院	53-3850	加茂市栄町 2-5	泌尿器科・皮膚科・内科
みながわ整形外科	53-3877	加茂市番田 7-11	整形外科・リハビリテーション科
服部クリニック	53-4680	加茂市幸町 1-16-28	心療内科・精神科
いからし小児科アレルギークリニック	53-2250	加茂市幸町 2-9-23	小児科・アレルギー科
松橋アイクリニック	53-3777	加茂市千刈 1-6-18	眼科
堀内医院	52-0953	加茂市加茂新田 8358	内科・整形外科・皮膚科・麻酔科
ながば耳鼻科咽喉科医院	53-0751	加茂市番田 8-16	耳鼻咽喉科・アレルギー科・
あおやぎ歯科医院	53-5010	加茂市下条甲 503-16	歯科
五番町歯科診療所	52-1221	加茂市五番町 13-7	歯科
ささおか歯科医院	52-2020	加茂市寿町 20-18	歯科
上条渡辺歯科医院	52-0151	加茂市上条 4-36	歯科
すぎもと歯科医院	52-3100	加茂市五番町 4-6	歯科
武内歯科医院	53-0648	加茂市旭町 10-18	歯科
永井歯科医院	53-1182	加茂市栄町 8-18	歯科
三浦歯科医院	53-0808	加茂市陣ヶ峰 13-12	歯科
皆川歯科医院	52-0232	加茂市穀町 6-17	歯科
やおえだ歯科医院	52-0438	加茂市穀町 8-29	歯科
米山歯科医院	53-4184	加茂市旭町 13-25	歯科
渡辺歯科医院	52-0645	加茂市松坂町 2-24	歯科
永井こども歯科医院	52-1182	加茂市新栄 2-2	小児歯科

8-④ 小中学校、幼稚園給食能力

施設名	所在地	炊き出し能力 [1回当たりの炊飯能力]	器材等の整備状況	備考
田上町学校給食共同調理場	田上町大字原ヶ崎新田 2700	600食	完備	都市ガス
竹の友幼稚園	田上町大字原ヶ崎新田 1978-1	500食	〃	都市ガス
計		1,100食		

※1回当たり概ね1時間程度

9 避難所等

9-① 指定避難所リスト

地区名	所在地 名称	避難有効 床面積 (㎡)	収容避難 可能人数 (人)	避難できる災害の種類			電話 番号
				洪水	土砂災害	地震	
湯川	大字湯川 1765-2 湯川公会堂	30	15	○	○		
中店	大字田上丙 3673-1 ごまどう湯っ多里館	354	177	○	○	○	57-6301
山田	大字田上丙 1189 老人憩の家 心起園	233	117		○		57-3182
山田	大字田上丙 1274-2 コミュニティセンター	493	247	○	○	○	57-5355
上野	大字田上乙 333 田上小学校	868	434	○		○	57-2018
原ヶ崎	大字原ヶ崎新田 3072-1 田上町交流会館	703	352	○	○		57-3114
原ヶ崎	大字原ヶ崎新田 2700 田上中学校	1,235	618	○		○	57-2039
原ヶ崎	大字原ヶ崎新田 2700 田上中学校武道場	311	156	○	○	○	
原ヶ崎	大字原ヶ崎新田 1978-1 竹の友幼稚園	354	177	○		○	41-5530
下吉田	大字吉田新田丁 242-2 地域学習センター	620	310	○			57-4378
羽生田	大字羽生田乙 851-6 総合公園 YOU・遊ランド	163	82	○		○	57-5945
羽生田	大字羽生田 521-2 羽生田公民館	140	70	○	○	○	57-3692
清水沢	大字羽生田乙 555 羽生田小学校	833	417	○		○	57-2017
川船河	大字川船河甲 885-1 老人福祉センター	265	133	○	○	○	53-2243
加茂市	加茂市学校町 16-18 学校法人加茂暁星学園	1,862	931	○	○	○	52-2000
川船河	大字川船河甲 1568 新潟中央短期大学体育館	558	279	○	○	○	52-2120
下中村	大字保明新田 806-5 保明交流センター	97	49		○		57-3863

※収容避難人数は、2人当たり4㎡で算出。

9-② 福祉避難所リスト

地区名	所在地 名称	敷地面積 (㎡)	避難有効 床面積 (㎡)	収容避難 可能人数 (人)※	避難できる災害の種類			電話 番号
					洪水	土砂災害	地震	
中 店	大字田上丙 2548-2 ふれあいの家	1,072	139	46	○	○		57-2318
原ヶ崎	大字原ヶ崎新田 2635-10 くつろぎの家	697	85	28	○	○	○	57-6121
原ヶ崎	大字原ヶ崎新田 3070 やすらぎの家	775	65	22		○	○	57-6262
原ヶ崎	大字原ヶ崎新田 3071 総合保健福祉センター	3,600	382	127		○	○	57-6112 (役場保健 福祉課内)

※ 収容避難人数は、1人当たり 3.0㎡で算出。

9-③ 救護所予定施設

名 称	所 在 地	電 話	対 象 地 区
田上小学校	大字田上乙 333	57-2018	湯川・中店・山田・上野・後藤・曾根・下横場
田上中学校	大字原ヶ崎新田 2700	57-2039	川之下・本田上・原ヶ崎・下吉田・上横場
羽生田小学校	大字羽生田乙 555	57-2017	羽生田・清水沢・川船河・坂田・上吉田・保明

10 輸送

10-① 公用車一覧表

(令和5年12月1日現在)

課名	車種	車両ナンバー	用途	年式	備考
総務課	クラウン	新潟 300 る 5012	乗用車	H24	町長車
	アクシオ	新潟 501 ら 3509	乗用車	H24	
	マーチ	新潟 501 ゆ 7824	乗用車	H24	
	フィールダー	新潟 502 て 1007	乗用車	H27	
	サクシード	新潟 400 に 4137	貨物車	H28	広報車
	スペーシア	新潟 580 も 4584	乗用車	H25	指導車・広報車
	エブリイ	新潟 480 け 6837	貨物車	H23	
	ハイゼット	新潟 41 い 803	貨物車	H 8	
	アルト	新潟 580 き 3009	乗用車	H18	広報車
	ボンゴトラック	新潟 400 な 3507	貨物車	H26	
	キャリー	新潟 41 け 8263	貨物車	H13	軽トラック
	ハイエース	新潟 301 そ 402	乗用車	H26	
	ローザ	新潟 200 さ 1157	乗合	H18	マイクロバス
保健福祉課	アルト	新潟 50 ゆ 9108	乗用車	H14	
	アルト	新潟 580 に 2605	貨物車	H22	
	アルト	新潟 480 く 9781	貨物車	H23	訪問看護車
	アルト	新潟 480 こ 2235	貨物車	H24	訪問看護車
	アルト	新潟 480 く 3495	貨物車	H22	
	ダイハツ	新潟 581 み 9673	貨物車	R 4	訪問看護者
	アルト	新潟 581 め 1077	貨物車	R 4	訪問看護者
教育委員会	ADバン	新潟 400 て 3621	貨物車	H22	
	ダイナ	新潟 11 そ 7956	貨物車	H 7	配食車
	ローザ	新潟 200 さ 2986	乗合	R 5	スクールバス
	ローザ	新潟 200 さ 2987	乗合	R 5	スクールバス
	ローザ	新潟 200 さ 2988	乗合	R 5	スクールバス
	ローザ	新潟 200 さ 2989	乗合	R 5	スクールバス
	シビリアン	新潟 200 さ 2990	乗合	R 5	スクールバス
	シビリアン	新潟 200 さ 2991	乗合	R 5	スクールバス
	園児バス	新潟 200 は 4771	乗合	H30	幼稚園ハイエース
	園児バス	新潟 200 は 294	乗合	H22	幼稚園マイクロバス
	園児バス	新潟 200 は 295	乗合	H22	幼稚園マイクロバス
地域整備課	ラッシュ	新潟 880 す 4714	作業車	H23	道路パトロール車
	エルフ	新潟 400 わ 9512	貨物車	R 1	トラック
	ハイゼット	新潟 480 そ 6639	貨物車	R 4	下水道
	ハイゼット	新潟 480 す 3136	貨物車	H26	水道
	エブリイ	新潟 480 さ 5184	貨物車	H25	
産業振興課	ハイゼット	新潟 480 さ 3179	貨物車	H25	

10-② ヘリポート適地

地域別 整理番号	所在地	ヘリポート等の名称	施設管理者 又は占有者	消防署からの 所要時間
1	大字原ヶ崎新田 2700	田上中学校グラウンド	校長	5分
2	大字羽生田乙 555	羽生田小学校グラウンド	校長	10分
3	大字田上乙 333	田上小学校グラウンド	校長	3分
4	大字田上丙 1598-1	護摩堂ふれあい広場	町長	5分
5	大字羽生田乙 912-1	羽生田野球場	指定管理者	10分

10-③ 緊急輸送施設及び輸送拠点

地区名・施設名		名称	所在地	ヘリ発着
三条 地域 振興 局	県施設	三条総合庁舎 その他県施設	三条市興野 1-13-45	中
	JRターミナル	東三条駅 見附駅		× ×
	車両ターミナル	中越運送三条ターミナル 日本通運三条ターミナル	三条市柳川新田 987-1 三条市猪子場新田 1072	中 中

11 その他

11-① 田上町の文化財一覧（参考）

指定	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者等
国	天然記念物	田上村ツギガヤ 自生地	大 11. 10. 12	田上	管理者：田上町
	天然記念物	了玄庵のツギガヤ	大 11. 10. 12	田上	了玄寺
県	彫刻	木造 薬師如来坐像	昭 43. 3. 29	田上	川之下地区
	考古資料	行屋崎遺跡出土品 77 点	平 29. 3. 21	原ヶ崎 新田	田上町
町	建造物	椿寿荘	昭 62. 11. 17	田上	田上町
	史跡	護摩堂城跡	昭 62. 11. 17	田上	田上町
	彫刻	金銅 菩薩形懸仏	平 12. 4. 12	湯川	安龍寺
	彫刻	如来形石仏板碑	平 12. 4. 12	田上	円福院
	歴史資料	吉沢甚右衛門家資料	平 12. 4. 12	田上	田上町
	無形民俗文化財	湯川五社神社神楽	平 12. 4. 12	田上	田上町
	考古資料	道下遺跡出土・石硯	平 12. 4. 12	原ヶ崎 新田	田上町教育委員会
	史跡	伝平賀宝山の墓	平 16. 3. 29	田上	東龍寺

※名木除く

11-② 小売店リスト

No.	地区名	名称	所在地	電話	備考
1	本田上	栄八商店	田上丁 2410	57-3481	食品、飲料、米、雑貨
2	本田上	金物のサンコー	田上丁 2402-32	57-4433	雑貨
3	本田上	コマハート&グリーン 田上店	田上丁 1663-1	41-5005	雑貨
4	本田上3	椿寿荘売店組合	田上丁 2402-8	57-2040	食品、飲料
5	上野	セブンイレブン越後田上店	田上丙 650-1	57-6900	食品、飲料、雑貨
6	上野	田村酒店	田上丙 648-6	57-2152	飲料
7	山田	石田屋商店	田上丙 1240-17	57-2837	野菜、果物等
8	山田	小柳菓子店	田上丙 1205-3	57-2339	食品
9	中店	パーティーキッチン ココ	田上丙 2525-5	64-8822	料理、惣菜
10	中店	やまもとストア	田上丙 2501	57-4484	食品、飲料、雑貨
11	中店	田村商店	田上丙 2531-1	57-2606	雑貨
12	中店	ごまどう直売所	田上乙 1598-1	57-4741	食品
13	中店	田巻輪店	田上丙 2524-1	57-2118	自転車
14	中店	明田川石油	田上丙 2494-1	57-4278	燃料
15	中店	ファミリーマート 新潟田上店	田上丙 2987-2	41-5355	食品、飲料、雑貨
16	中店	川崎電器	田上丙 2998-1	57-3196	電化製品
17	湯川	㈱ソリッソ	湯川 1162-1	57-5800	食品、雑貨
18	下横場	リラックス	横場新田 2915	64-7461	米
19	保明島	山口食肉店	保明新田 1466-1	57-2617	食肉
20	保明島	山本商店	保明新田 1434	57-2126	食品、飲料、雑貨
21	保明嶋	ばんて衣料店	保明新田 1434	57-2086	婦人服
22	上吉田	セブンイレブン加茂田上店	吉田新田甲 23	53-0761	食品、飲料、雑貨
23	川船河	魚さいとう (ピアレマート)	川船河甲 1360-1	53-2350	魚、肉、野菜、食品、飲料、雑貨
24	清水沢	児玉商店	羽生田丙 572-5	57-2069	燃料
25	清水沢	ファミリーマート 田上川船河店	川船河甲 1350-5	57-7396	食品、飲料、雑貨

No.	地区名	名称	所在地	電話	備考
26	清水沢	熊倉ふとん店	川船河甲 1377-128	52-6088	寝具
27	羽生田	小式沢酒店	羽生田丙 546	57-2064	飲料
28	羽生田	神田酒店	羽生田乙 584	57-2034	飲料
29	羽生田	こばやし呉服店	羽生田丙 551	57-2070	衣料
30	羽生田	森永ミルクセンター 今井牛乳店	羽生田丙 151-3	57-4963	牛乳
31	羽生田	中條菓子店	羽生田乙 583	57-2057	食品
32	羽生田	高取商店	羽生田丙 345	57-2047	米
33	羽生田	パン・ド・ネージュ	羽生田 128-1	57-3877	食品
34	羽生田	京家田上店	羽生田 120-1	57-4886	食品
35	羽生田	ウエルシア 新潟田上店	羽生田 134-1	46-7250	薬、食品、飲料、雑貨
36	原ヶ崎	藤次郎	原ヶ崎新田 1809	57-2043	食品、飲料、米、雑貨
37	原ヶ崎	田沢石油店	原ヶ崎新田 1175	57-2164	燃料
38	原ヶ崎	はな舞	原ヶ崎新田 1177-1	57-3047	花、植木
39	原ヶ崎	ローソン道の駅たがみ店	原ヶ崎新田 3072-1	025-201-6499	食品、飲料
40	原ヶ崎	道の駅たがみ	原ヶ崎新田 3072-1	47-0661	食品、飲料
41	原ヶ崎	JA えちご中越農業 協同組合田上支店	原ヶ崎新田 3074	57-2181	米

12-① 災害時における相互援助協定

災害時における近隣市町村相互援助協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧活動に万全を期すため、別表に掲げる市町村(以下「協定市町村」という。)間で相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする日用品、食料、資材、機械、器具の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 必要とする期間
- (5) 希望する場所
- (6) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市町村は、業務に支障のない限り、これを実施するものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町村との連絡がとれない場合には、被災市町村以外の協定市町村相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した機械、器具等の維持管理については、援助を要請した市町村が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、法令その他定めのあるものを除き、援助を要請した市町村が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、連絡責任者を置く。

(連絡会議)

第7条 この協定の運用体勢を整備し、併せて協定市町村の防災体制の整備に質す

るため、相互援助協定連絡会議(以下「連絡会議」という。)を年1回開催する。
ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

2 この連絡会議は協定市町村の防災担当課長をもって構成する。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、連絡会議の事務局を新潟市危機管理・防災課に置く。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定成立の日から1年とする。ただし、協定期間満了の日までに協定市町村のいずれかから、協定効力終了の申出がなされないときは、引き続きこの協定は、順次1年間有効期間を更新するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

災害時相互援助協定市町村

新潟市 長岡市 三条市 新発田市 加茂市 燕市 五泉市 阿賀野市 佐渡市 聖籠町 弥彦村 田上町

平成18年8月1日

締結者名〈略〉

新潟市

新潟市長

長岡市

長岡市長

三条市

三条市長

新発田市

新発田市長

加茂市

加茂市長

燕市

燕市長

五泉市

五泉市長

阿賀野市

阿賀野市長

佐渡市

佐渡市長

聖籠町

聖籠町長

弥彦村

弥彦村長

田上町

田上町長

災害時における相互援助に関する協定

(目 的)

第1条 この協定は、本協定締結自治体（以下「協定自治体」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、協定自治体相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた協定自治体のうち支援を必要とする協定自治体（以下「被災自治体」という。） 独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた協定自治体あるいは被災の軽微な協定自治体であって、被災自治体の支援が可能な協定自治体（以下「支援自治体」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災自治体の支援に万全を期すことを目的とする。

(支援対策本部)

第2条 支援自治体は、被災自治体への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに協定自治体支援対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- 2 本部は、あらかじめ協定自治体相互で定める方法に従い、支援自治体のうち一自治体に設置する。
- 3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置自治体の長とする。
- 4 本部は、被災自治体の要請に基づき、又は被災自治体からの要請を待っていては応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援自治体に対して支援活動を要請し、又は支援自治体及び支援自治体相互の活動に必要な調整を行う。
- 5 本部長は、支援自治体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資器材その他の応援を求めることができるものとする。

(要 請)

- 第3条 前条第4項の規定による支援要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出する。
- 2 被災自治体は、応急対策等に必要な物資、器材（以下「応急物資」という。）について、その地域において十分な調達ができないときは、本部に対し応急物資の種類、数量、輸送方法その他の必要な事項を示して、供給援助を要請することができる。
 - 3 被災自治体は、応急対策等に必要な場合は、応援職員の派遣を要請することができる。
 - 4 被災自治体は、自己の施設のみでは被災者を収容することが困難なときは、施設の提供を要請することができる。
 - 5 被災自治体は、避難生活が長期化する可能性があるときは、民間施設の提供を要請することができる。

(支援自治体の体制)

第4条 支援自治体は、被災自治体への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、本部の要請内容に従って援助するよう努めるものとする。

2 本部と支援自治体は、相互に情報連絡を密にするものとする。

3 支援自治体は、前2項のほか、本部の活動に必要な協力をするものとする。

(支援の要請)

第5条 この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援自治体の支援活動は、被災自治体の支援要請に基づき行われたものとみなす。

(応急物資)

第6条 各協定自治体が供給する応急物資は、別に定める。

(応急物資等の輸送)

第7条 応急物資及び応援職員等の輸送については、原則として支援自治体が行うものとする。

(経費の負担)

第8条 供給援助等に要する経費（輸送費を含む）は、原則として支援自治体が負担することとし、これによりがたいときは、関係自治体と協議し、本部が調整し決定する。

(災害補償等)

第9条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、原則として当該職員の所属する支援自治体が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、その活動にあたり業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請への往復途中に生じたものを除き、被災自治体はその賠償の責めを負うものとする。

(平常時の措置)

第10条 各協定自治体は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、自治体相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究等に努めるものとする。

(協定内容等の見直し)

第11条 各協定自治体は、この協定の内容について、毎年見直しを行い、常に実効的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

(協定の失効)

第12条 本協定は、協定自治体いずれかの申し立てにより協定自治体の協議を経て、その効力を失う。

(協 議)

第13条 この協定の解釈について疑義が生じたときは、協定自治体で協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書14通を作成し、協定自治体の長は記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年8月28日

締結者名〈略〉

東京都板橋区長
栃木県日光市長
山梨県都留市長
千葉県鴨川市長
群馬県渋川市長
茨城県かすみがうら市長
茨城県桜川市長
新潟県南蒲原郡田上町長
福島県白河市長
山形県最上郡最上町長
新潟県妙高市長
群馬県高崎市
群馬県沼田市長
山形県尾花沢市長

県央消防応援協定

三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに燕・弥彦総合事務組合及び加茂市・田上町消防衛生組合（以下「市町村等」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、消防の相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

平成18年9月7日締結の県央広域市町村圏消防応援協定書は、この協定の効力の発生の日にその効力を失うものとする。

（目的）

第1条 この協定は、市町村等が相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、応援活動を必要とするものをいう。

（応援要請）

第3条 市町村等の長は、管内に前条の災害が発生したときは、他の市町村等の長に対し、応援隊の派遣を要請することができる。

（応援隊の派遣）

第4条 前条の応援要請を受けた市町村等の長は、速やかに当該市町村等の管内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 前項の応援隊を派遣するときは、出発日時、人員その他必要な事項を応援隊の派遣を要請した市町村等の長に通報するものとする。

（応援の特例）

第5条 市町村等の長は、他の市町村等の管内に発生した災害を覚知し、かつ、緊急に応援隊を派遣する必要があると認めるときは、災害地の市町村等の長の要請を待たずに応援することができる。この場合にあっては、第3条の規定による要請があったものとする。

（応援隊の指揮命令系統）

第6条 要請により出動した応援隊は、災害地の消防長又は消防署長の指揮下で行動するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費の負担については、次に掲げるところによる。

（1）応援を行った市町村等が負担する経費

- ア 旅費及び出動手当等の人件費
- イ 公務災害上の災害補償費
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地調達したものを除く）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等の経費

カ 応援隊員が災害地への往復途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費等

(2) 応援を受けた市町村等が負担する経費

ア 応援が長期間にわたる場合の燃料の補給及び食料、宿泊に要する経費

イ 応援隊員が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等

ウ 化学消火薬剤等資器材費

(3) 前2号に掲げる以外の経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(消防団事項)

第8条 この協定において、市町村等が派遣する応援隊には消防団を含むものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、市町村等が協議して別に定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本書7通を作成し、記名押印の上、市町村等において各1通を保有する。

平成22年10月13日

締結者名〈略〉

三条市長

燕市長

加茂市長

田上町長

弥彦村長

燕・弥彦総合事務組合
管理者 燕市長

加茂市・田上町消防衛生組合
管理者 加茂市長

大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の2の規定に基づき、一の市町村では対応困難な大規模災害が発生した場合において、県内被災市町村からの要請及び「被災市区町村応援職員確保システム（平成30年3月23日施行）」による決定連絡等により、新潟県（以下「県」という。）と新潟県内市町村とが「チームにいがた」として連携して実施する被災市町村への人的応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において使用する次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害
- (2) 大規模災害 震度6弱以上の地震又はそれに相当する大規模な災害
- (3) 市町村 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第2項に定める普通地方公共団体である市町村及び第3項に定める特別地方公共団体である特別区
- (4) 応援 被災市町村への人的応援
- (5) チームにいがた 被災市町村を応援する際の県と県内市町村との連携体
- (6) 国要綱 「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」
- (7) 対口支援団体 前号の要綱に定める団体
- (8) 独自申出による応援 被災市町村を域内に含む都道府県からの特段の要請により実施する応援

(応援対象業務)

第3条 県内の市町村が被災した場合は、原則として本協定以外の仕組み等において応援対象とならない業務のうち当該市町村が必要とする業務を「チームにいがた」による応援対象とする。

- 2 県外の市町村が被災し、対口支援団体として「チームにいがた」による応援を実施する場合は、国要綱に基づく調整により応援が必要とされた業務を対象とする。
- 3 独自申出に対する「チームにいがた」による応援は、要請のあった業務を対象とする。

(先遣隊の派遣)

第4条 県は、県内市町村において大規模災害が発生した場合、被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、当該市町村に先遣隊を派遣する。

- 2 県は、県外市町村において大規模災害が発生し、独自申出による応援に先立ち必要がある場合は、県外被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、先遣

隊を派遣する。

(応援要請等)

第5条 県内の市町村は、自らの市町村域において対応困難な大規模災害が発生し、「チームにいがた」の応援が必要となった場合は、先遣隊と調整の上、県に対して応援を要請するものとする。

2 県外被災市町村への応援は、国要綱に基づく対口支援団体としての決定連絡又は県外被災市町村を域内に含む都道府県から特段の要請があった場合とする。

(応援の調整)

第6条 前条により応援要請等があった場合は、県は速やかに県職員の派遣調整を行うとともに県内市町村に対して「チームにいがた」への参加を依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた県内市町村は、「チームにいがた」への参加の可否を県に回答するものとする。

3 前項の回答を受け、県は「チームにいがた」の応援計画を調整し、その結果を県内市町村等に連絡するものとする。

(応援の実施)

第7条 前条の調整後、県と県内市町村は、それぞれただちに被災市町村へ職員を派遣し、派遣された職員は「チームにいがた」として応援を実施するものとする。

(応援期間)

第8条 「チームにいがた」による応援は、原則として大規模災害発生から1月程度を目途とする。ただし、業務の進捗状況等により特に必要と認められる場合は、被災市町村等と県が調整した上で期間を延長することができるものとする。

2 前項により期間が延長される場合、再度第6条に定める調整を行うものとする。

(職員の派遣期間)

第9条 「チームにいがた」に参加する職員の派遣期間は各1月未満とする。

2 職員の派遣期間の決定に当たっては応援の継続性に配慮するものとする。

(県の役割)

第10条 県は、「チームにいがた」による応援が円滑に実施できるよう、先遣隊をはじめとした職員の派遣、被災地に関する情報の収集及び「チームにいがた」の応援調整等に努めるものとする。

(市町村の役割)

第11条 県内市町村は、第6条第1項による依頼があった場合は「チームにいがた」

への参加を検討するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第12条 県内被災市町村への応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）等に基づく支弁を受けた場合等を除き、「チームにいがた」に参加した県及び県内市町村がそれぞれ負担するものとする。

2 対口支援団体等として県外被災市町村への応援を実施した場合に要した経費の負担は、国要綱等の定めによるものとする。

(平時の取組)

第13条 県と県内市町村は、被災市町村に対する円滑な応援の実施に向け、平時から必要な取組を行うものとする。

(受援担当)

第14条 県内市町村は、大規模災害発生時に第4条第1項に基づいて派遣される先遣隊との調整等を行うため、平時から受援担当を決定し県及び県内市町村と共有するものとする。

(他の協定との関係)

第15条 この協定は、県及び県内市町村が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(協議事項)

第16条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、県及び県内市町村がその都度協議して定めるものとする。

(その他)

第17条 この協定の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は平成31年3月11日から適用する。
- 2 この協定の成立は、県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

締結者名〈略〉

締結市町村

新潟県、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村

新潟県防災行政無線の管理運営に関する協定書

新潟県（以下「甲」という。）と田上町（以下「乙」という。）とは、新潟県情報通信ネットワーク（新潟県防災行政無線）VSAT地球局及び260MHz帯半固定型陸上移動局（以下「無線局」という。）の設置及び管理運営について、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し、緊密な連絡体制の確保を目的とする無線局の設置及び管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

（無線局の設置）

第2条 甲は、甲に属する無線局を乙の施設に設置する。

（施設の貸与）

第3条 乙は、無線局の設置にあたり必要な乙の庁舎施設などを甲に無償で貸与するものとする。

（無線局の職員）

第4条 無線局の運営管理は、乙の職員が行う。

2 無線局の職員に対する給与その他の給付は、すべて乙の負担とする。

3 無線局の職員の服務については、乙の関係規定を適用する。ただし、甲が別に定める新潟県防災行政無線運用規程（以下「無線運用規程」という。）に規定するものについては、当該規程の定めるところによるものとする。

（無線局の利用）

第5条 甲は、乙に対して無線局を無償で利用させるものとする。ただし、乙は無線局の利用にあたっては電波法（昭和25年法律第131号）、地域衛星通信ネットワーク契約約款及び無線運用規程の定めるところにより運用するものとする。

（付帯設備の施工）

第6条 乙は、無線局に付帯して、交換機その他の付帯設備を設置しようとするときは、あらかじめ甲に協議しなければならない。

（経費の負担）

第7条 無線局の維持管理等に要する経費の負担は次によるものとする。ただし、第2号オの保守管理は、他の市町村を含め、甲において一括行うものとし、これに要する経費は、毎年度甲の請求により乙が負担するものとする。

（1）甲が負担する経費

ア 甲の都合により無線局を変更する場合の当該工事に要する経費

イ 電波法第6条の規定による無線局免許申請及び同法第10条の規定による落成検査の手数料

ウ 電波法第13条第1項ただし書きの規定による再免許の申請手数料

エ 電波法第18条の規定による変更工事の検査手数料

オ 電波法第73条の規定による定期検査の手数料

- カ 衛星通信回線の利用に係る負担金
- キ 衛星通信サービス利用料
 - (ア) 甲の都合により利用する有料サービス利用料金
 - (イ) その他の有料サービス利用料金
- ク 甲が行う無線局の保守管理のうち、市町村局以外に要する経費
- ケ 電波法第103条の2第1項の規定による電波利用料
- (2) 乙が負担する経費
 - ア 本協定第6条の規定による付帯設備の設置及び維持管理に要する経費
 - イ 乙の都合により、無線局の移設等変更をする場合の当該工事に要する経費
 - ウ 無線局の電気料及び消耗品費
 - エ 乙の都合により利用する衛星通信サービスの有料サービス利用料金
 - オ 甲が行う無線局の保守管理に要する市町村1局当たりの経費
- (3) 甲、乙協議して負担する経費
 - 地震等の自然災害による重度の故障、無線局再免許に際して総務大臣の指示により変更工事をする場合等、無線局の根本的な改造工事を必要とする場合のこれに要する経費

(有効期間)

第8条 この協定の期間は、令和3年2月1日から令和4年1月31日までとする。

2 前項の期間が満了する3か月前までに、甲又は乙が別段の意思表示をしなかったときは、この協定は同一条件をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定について疑問があるとき又この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年2月1日

締結者名〈略〉

新潟市中央区新光町4番地1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事

南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地

乙 田上町

代表者 田上町長

12-② 災害時における物資供給等に関する応援協定

締結 年月日	締結先	協定事項等
H20.6.11	田上町建設業協会	応急対策業務、災害復旧業務、 建設資機材
H20.7.2	三国コカ・コーラボトリング(株)	飲料等
H20.8.1	(一社)新潟県農業土木技術協会	農地、農業用施設等の被害調査、 応急対策業務、災害復旧業務
H21.1.22	J A えちご中越農業協同組合	食料等
H21.6.1	信越ペプシコーラ販売(株)	飲料等
H21.10.1	湯田上温泉旅館協同組合	避難宿泊施設の提供
H22.10.1	(一社)新潟県測量設計業協会	土木施設等の被害調査、応急・ 復旧の測量及び設計業務
H23.3.1	国土交通省北陸地方整備局	各種情報提供等
H23.8.1	新潟県LPガス協会 県央支部	LPガス等
H24.2.1	(株)魚斎藤	食料等
H24.5.8	新潟県電気工事工業組合 三条支部	公共施設等の電気設備に関する 被害調査、応急対策業務、復旧 対策業務
H25.8.1	(株)虹祐	要支援者の受入れ及び移送
H26.6.1	学校法人 加茂暁星学園	避難所の提供
H26.7.1	東京電力(株)	情報提供

締結 年月日	締結先	協定事項等
H27. 8. 25	羽生田郵便局、湯田上郵便局	車両、情報、広報、その他
H27. 12. 1	N P O 法人 コメリ 災害対策センター	生活関連物資
H28. 4. 15	田上町管工事業組合	水道施設の応急・復旧業務
H28. 4. 28	田上町電気工事業組合	電気設備の応急・復旧業務
H30. 8. 1	燕三条エフエム放送（株）	情報伝達
R 1. 9. 30	損害保険ジャパン日本興和（株） 新潟支店	ドローンによる情報収集等
R 2. 10. 27	東北電力ネットワーク（株）新潟県央 電力センター	電力設備の応急・復旧業務
R 4. 2. 21	（株）新潟放送	情報伝達

13 様式

13-① 自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者	
担当部課等名	部 課 係
	担当者名
	Tel 防災無線 その他
派遣要請依頼日時	年 月 日 時 分
災害の状況及び派遣依頼理由	
派遣を希望する期間	年 月 日から 年 月 日
	年 月 日から必要とする期間
派遣を希望する区域	町 村 地内
	施設等名称
現地連絡員	部 課 係、担当者名
派遣を希望する活動の内容	
その他必要事項	

※ 新潟県防災局危機対策課 Fax 025-282-1640

13-② 緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証

地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等事前届出書 令和 年 月 日 公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名 印		地震防災 第 号 応急対策用 災害 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 令和 年 月 日 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部に提出してください。		
(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時にはこの届出済書を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		

13-③ 緊急通行車両確認申請書

令和 年 月 日			
緊急通行車両確認申請書			
新潟県公安委員会 殿			
申請者住所			
(電 話)			
氏 名			印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	経 由 地
		目 的 地	
備 考			

○ 被害が判明したものをから至急、FAXにて報告してください。
（速報性を求めますので、第1報では全ての報告が記載されている必要はありません。）
○ 報告者、報告日時は必ず記載してください。

被害報告（第報）

報	市町村名	報告者 電話	報告日時	令和	年	月	日	続く・最終	
告	死者	行方不明	重傷	軽傷					
	被災状況	人数	被災状況	人数	被災状況	人数	被災状況	人数	
		人		人		人		人	
に	建物被害	区分	全壊(棟)	半壊(棟)	一部損壊(棟)			床上浸水(棟)	床下浸水(棟)
		被害原因	土砂崩 流出 その他	土砂崩 流出 その他	土砂崩 流出 その他				
あ	住家	棟数							
		世帯数							
		人数							
た	アパート等集合住宅	棟数							
		世帯数							
		人数							
つ	公共建物	公立保育所							
		公民館							
		体育施設							
		その他							
て	その他	倉庫						浸水	
		車庫						浸水	
		作業所						浸水	
		その他						浸水	
は	文教施設	幼稚園							
		小学校							
		中学校							
		高等学校							
		養護学校等							
		その他							
累	病院								
	社会福祉施設								
計	清掃施設	ごみ処理施設						浸水	
		し尿処理施設						浸水	
	その他()								
数	その他被害	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数		
	一般道路								
	農道								
	林道								
字	河川								
	農業用水路								
	港湾								
を	砂防施設								
	被害船舶								
	その他()								
記	火災発生	建物	件	危険物	件	その他	件		
	鉄道不通区間	路線名	線	駅～	駅	駅～	駅		
	水道	断水		世帯	配管被害		箇所		
	ガス	不通		世帯	配管被害		箇所		
載	下水道を使えない世帯			世帯					
	田	流出	ha	埋没	ha	冠水	ha	浸水	
	畑	流出	ha	埋没	ha	冠水	ha	浸水	
す	崖崩れ		箇所						
	土砂崩れ		箇所						
	地すべり		箇所						
	電話不通		世帯						
	電気停電		世帯						
る	ブロック塀倒壊等		件						

5 その他

[Redacted area for additional information]

- 災害原因 [Redacted]
- 災害の発生日時 令和 年 月 日
- 災害の発生場所(必要により地図等を添付) [Redacted] 地内
- 災害対策の概要
 - 災害対策本部の名称 [Redacted] 本部
 - ア 災害対策基本法に 基づく本部 ・ 基づかない本部
 - イ 本部設置日時 令和 年 月 日
 - ウ 本部解散日時 令和 年 月 日
 - 避難勧告・指示の状況
 - 別紙避難等の状況報告のとおり
 - 消防機関等の活動状況(延べ出動人員)
 - 消防職員 人 消防団員 人 市職員 人
 - 応急措置の概要
 - [Redacted]

13-⑤ 情報伝達票

情 報 伝 達 票

<input type="checkbox"/> 現地災害対策本部宛 <input type="checkbox"/> 災害対策本部(班長)宛		機関・班名		担当者	
日 時		月 日 時 分			
情 報 内 容	(月 日 時 分現在・受信)				
	処 理 欄	受 信 時 刻	時 分	受 信 者	
災 害 対 策 本 部 伝 達		時 分	受 信 者		
災 害 情 報 表 示 板 記 載 処 理		済	未		

1 3 - ⑥ 消防防災航空隊出動要請書

消防防災航空隊 電 話 025(270)0263

F A X 025(270)0265

1	要 請 団 体	発信者				
2	災 害 種 別	(1) 救 急	(2) 救 助	(3) 火 災	(4) 自 然 災 害	
3	要 請 内 容	(1) 救 急	(2) 救 助	(3) 消 火	(4) 偵 察	(5) 物 資 輸 送
4	発 生 場 所 目 標	(市町村)			番地	
		目標				
5	発 生 日 時	年 月 日 (曜 日)			時 分 頃	
6	事 故 概 要 又 は 災 害 概 要					
7	気 象	天候	風向	風速	m/ s	気温 °C
		視界	m (警報・注意報)		
8	出 場 先 臨 着 場	場所 (市・町・村)			番地	
		目標 (名称)			要請側病院名	
9	搬 送 先 臨 着 場	場所 (市・町・村)			番地	
		目標 (名称)			要請側病院名	
10	傷 病 者 等	傷病者名		M・T・S・H	年 月 日	生
		傷病名		程度 (重・中・軽)	男・女	歳
11	現 地 搭 乗 者	(有・無) 職名			氏名	
12	地 上 指 揮 者 コ ー ル サ イ ン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
13	他 の 航 空 機 の 活 動 要 請	(有・無) 機関名			氏名	
14	要 請 日 時	年 月 日 (曜 日)			時 分	
※ 以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。						
1	航 空 隊 指 揮 者 コ ー ル サ イ ン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
2	到 着 予 定 時 刻	年 月 日 (曜 日)			時 分	
3	活 動 予 定 時 刻	時間		分		
4	必 要 資 機 材					
※ その他の特記事項						
					受 信 者	

13-⑦ 災害等速報

災 害 等 速 報

要 請 活 動 事 項	(1)救急	(2)救助	(3)消火	(4)偵察
要 請 者				
発 生 場 所				
発 生 日 時 (要 請 日 時)	年 月 日 () 天候 ()			
要 請 方 法				
事 故 概 要				
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢)	負傷者等 名		
	計 名	うち重傷 名		
	行方不明 名	軽症		
要 救 助 者 数 (見込み)			救助人員	名
活 動 の 状 況				
そ の 他 参 考 事 項				
報 告 者 氏 名		活 動 従 事 者		

13-⑧ 罹災証明書交付申請書

罹災証明書交付申請書

田上町長

(申請日)

年 月 日

※申請日および太枠内を記入してください。

申請者	住所					
	フリガナ氏名		罹災者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> その他代理人()			
	現在の居所・連絡先 TEL ()					
罹災原因	<input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 竜巻 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 崖崩れ <input type="checkbox"/> 土石流 <input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> 噴火 <input type="checkbox"/> 地滑り <input type="checkbox"/> その他()					
罹災日時	令和 年 月 日() 午前・午後 時 分頃					
罹災者 ※申請者欄と同じであれば記入不要	住所					
	フリガナ氏名		連絡先 TEL ()			
罹災世帯の 構成員	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄
		世帯主				
罹災建物 ※アパート等の名称、部屋番号も記入	所在地 ※申請者欄と同じであれば記入不要					
	<input type="checkbox"/> 住家 または <input type="checkbox"/> 非住家()			<input type="checkbox"/> 木造・プレハブ または <input type="checkbox"/> 非木造		
	<input type="checkbox"/> 持家 または <input type="checkbox"/> 貸家 または <input type="checkbox"/> 借家(所有者住所 氏名)					
使用目的	<input type="checkbox"/> 保険請求 <input type="checkbox"/> 融資 <input type="checkbox"/> 税控除 <input type="checkbox"/> 会社提出 <input type="checkbox"/> 各種公的支援申請 <input type="checkbox"/> その他()					
申請枚数	枚	被害写真	<input type="checkbox"/> 有(枚)			
郵送	<input type="checkbox"/> 希望(送付先 氏名)					

<自治体確認欄>

本人確認	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他()					
調査立会希望	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(日時指定なし) <input type="checkbox"/> 有(希望日時 月 日 :)					
個人識別番号:				家屋物件番号:		
申請番号:				調査番号:		

13-⑨ 罹災証明書

罹災証明書

世帯主住所					
世帯主氏名					
追加 記載 事項 欄①	被害者区分： 世帯構成員： 人				
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄

罹災原因	年 月 日	による
------	-------	-----

被災住家※の 所在地			
住家※の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)		
(追加記載事項欄②)	被災物件種別：		

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)			
------------	--	--	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

田上町長

13-⑩ 遺留品処理票

遺 留 品 処 理 票

田 上 町 役 場

死 亡 者		品 名	数 量	発見日時及び場所
住 所・氏 名	年 齢			

13-⑪ 災害死体送付兼焼骨処理票

災害死体送付兼焼骨処理票

田上町役場

災害死体送付兼焼骨処理票(複写)

1 死亡年月日 年 月 日

1 死亡者

住 所

氏 名

年 齡

歳

1 遺 族 (焼骨受取人)

住 所

氏 名

死亡者との関係

1 火葬年月日 年 月 日

1 火葬場名 火葬場

1 火葬責任者

氏 名

13-⑫ 死体処理票

死 体 処 理 票

田 上 町 役 場

死 亡 年月日	死亡 原因	死体発 見の日 時及び 場 所	氏 名		遺 族		洗浄等の処理費			死体一時 保存の場 所及び保 存の期間	火葬 月日 埋葬
			住所 氏名	年齢	住所 氏名	年齢	品名	数量	金額		

1.4 災害報告取扱要領

災害報告取扱要領

第1 総則

1 主旨

この要領は、災害に関する報告について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものにより生ずる被害とする。

3 報告義務

災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、市町村長は必要な報告を県知事に行うものとする。

4 報告すべき災害等

市町村長は、当該市町村の区域に災害が生じた場合はすべて県知事あてに報告するものとする。

- (1) 災害速報は、被害を覚知したとき、ただちに別紙様式1に定める事項について判明したものから順次無線電話等により報告するものとする。
- (2) 災害確定報告は、応急対策を終了した後10日以内に、別紙様式により報告するものとする。
- (3) 雪害は長期にわたるので個々の被害ごとに(1)、(2)と同様に報告し、積雪期間終了後に期間全体の被害状況を別紙様式1により報告するものとする。

5 報告先

新潟県 防災局 危機対策課 危機対策第1

電 話 025-282-1638（直通）

防災無線（発信番号）－401－20－6111、6434、6435、6436、6439

NTT fax 025-282-1640

電子メール ngt130040@pref.niigata.lg.jp

第2 記入要領

被害報告の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者またはは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者とする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあ

る者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。

※雪害による人的被害として計上する必要がある事案は、下記のとおりとする。

- (1) 雪崩により家屋等が倒壊したことによるもの。
- (2) 雪崩に車両等が巻き込まれたことによるもの。
- (3) 屋根の雪下ろし中、誤って転落したことによるもの。
- (4) 屋根雪等の落下によるもの。
- (5) 除排雪中に川等に転落したことによるもの。
- (6) 除雪して積み上げておいた雪が崩れたことによるもの。
- (7) 雪により、ビニールハウス等が倒壊したことによるもの。
- (8) 吹雪等により走行不能となった自動車内にとじこめられ、一酸化炭素中毒症等になったもの。あるいは凍死したもの。
- (9) 吹雪等により道路等の識別が困難になり、道に迷って凍死したもの。あるいは、川等に転落したことによるもの。
- (10) 除雪作業中、負傷あるいは死亡したもの（除雪機に巻き込まれたもの、除雪機が横転し、下敷きになったもの等を含む）
- (11) 除排雪作業中、またはその直後に発症した疾病のうち、
 - ① 明らかに当該除排雪作業が当該者にとって通常の労務と比較して著しく過重であったこと。
 - ② 当該疾病の発病が直接、かつ、明らかに当該除排雪作業に起因すること。
等が客観的に認められるものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
- (3) 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。

- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物をいうものとする。これらの施設に人が居住しているときには、当が部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法が適用(昭和 39 年法律第 167 号)され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上、必要な堤防、護岸、水利床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 2 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上、重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法(昭和 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となった程度の被害とする。

- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- (20) 「火災発生」とは、地震又は火山噴火に起因する場合のみの火災発生件数とする。

5 被害金額

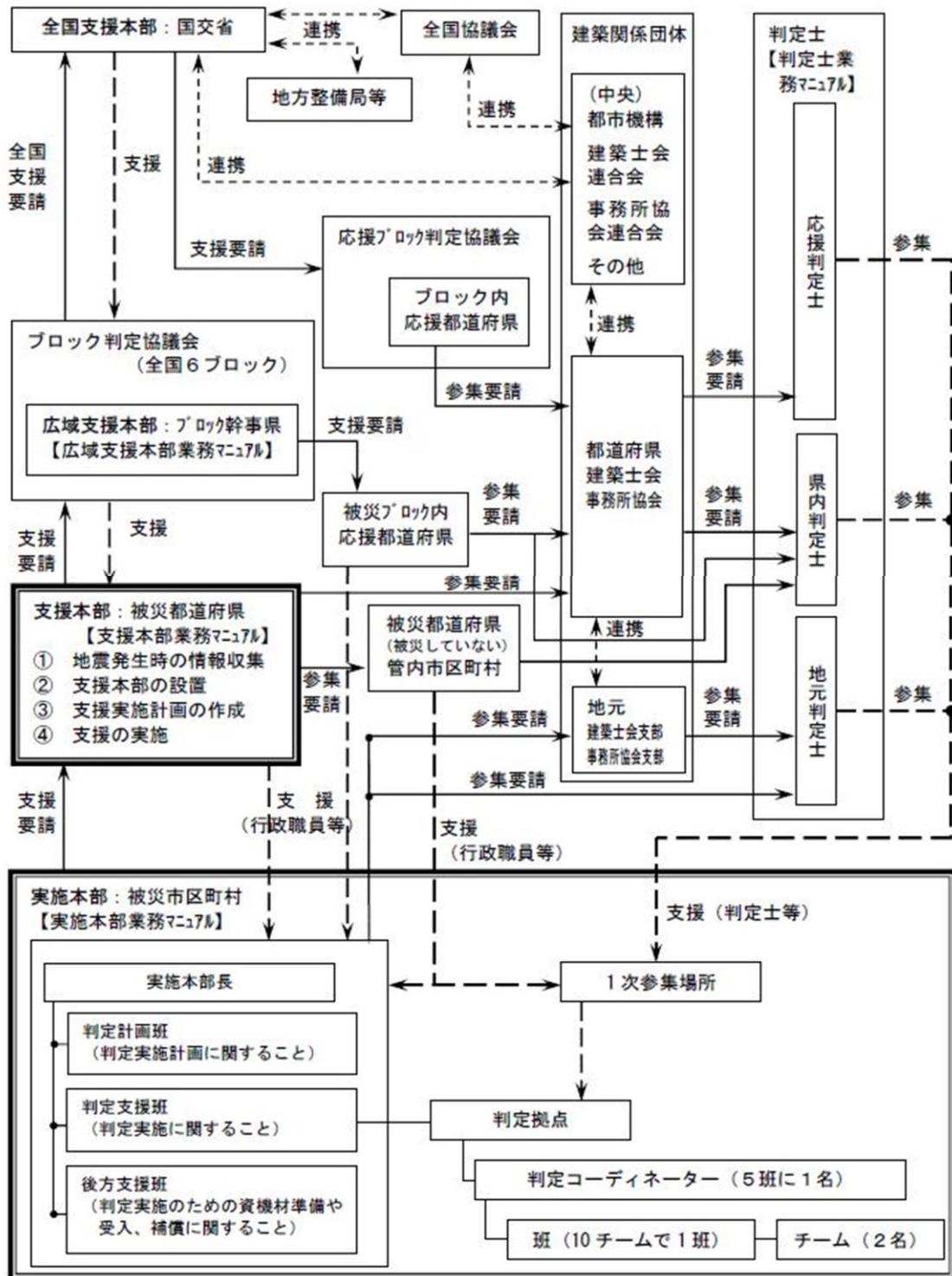
- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。

(11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

6 その他

欄外には、災害の原因、災害の発生日時、災害の発生場所又は地域、災害対策の概要、その他について簡潔に記入するものとする。

1.5 被災建築物応急危険度判定実施体制



16 警報・注意報発表基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 新潟地方気象台

田上町	府県予報区	新潟県		
	一次細分区域	中越		
	市町村等をまとめた地域	三条地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	168	
	洪水	流域雨量指数基準	才歩川流域=4.2, 加茂川流域=20.4, 五社川流域=7.9	
		複合基準*1	才歩川流域=(6, 3.6)	
		指定河川洪水予報による基準	信濃川下流・中ノ口川[尾崎・保明新田]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ30cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	
		土壌雨量指数基準	109	
	洪水	流域雨量指数基準	才歩川流域=3.3, 加茂川流域=16.3, 五社川流域=5.7	
		複合基準*1	信濃川流域=(5, 74.5), 才歩川流域=(5, 2.9), 五社川流域=(5, 4.6)	
		指定河川洪水予報による基準	信濃川下流・中ノ口川[保明新田]	
	強風	平均風速	4~9月 12m/s 10~3月 15m/s	
	風雪	平均風速	4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ15cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雪	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上か日降水量が20mm以上		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%		
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合		
	低温	5~9月: 日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月: 海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下		
	霜	早霜・晩露期に最低気温3℃以下		
着水・着雪	1. 著しい着水が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

1.7 融資・貸付その他資金等による支援計画

1. 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口	担当課
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市町村	防災企画課
	(2) 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市町村	防災企画課
	(3) 被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	(公財)都道府県センター	防災企画課
貸付	(4) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市町村	防災企画課
	(5) 生活福祉資金 ア 福祉費（災害臨時経費） イ 福祉費（住宅改修等経費）	低所得世帯等	市町村社会福祉協議会（民生委員）	福祉保健課
	(6) 母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	地域振興局健康福祉（環境）部	子ども家庭課 地域振興局健康福祉（環境）部
	(7) 住宅金融支援機構資金 （災害復興住宅）	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関	建築住宅課
	(8) 新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	市町村 金融機関	
	(9) 天災融資制度	被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行	経営普及課 林政課
	(10) 日本政策金融公庫資金 （農林水産事業）	被害農林漁業者	日本政策金融公庫 受託金融機関	水産課 地域振興局農林（水産）振興部・農業振興部 津川地区振興事務所
(11) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	市町村 金融機関 県信用保証協会	地域産業振興課	

2. 資金名等

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。(令和2年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ窓口
災害弔慰金	1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 市町村 (市町村条例による)	死亡者の 配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫	死亡者1人につき主たる 生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	市町村担当窓口
	2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 ①対象災害区分が1～4の場合 国1/2 県1/4 市町村1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)	〃 祖父母 〃 兄弟姉妹(※)	支給の制限	
	3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害	②対象災害区分が5の場合 国1/2 県1/2 市町村1/2 (新潟県災害弔慰金等に関する要綱)	※兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合に限る。	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不相当と認めた場合	
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (以上、平成25年内閣府告示第230号による)				
	5 新潟県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が1以上ある場合の災害				

(2) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(令和2年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ窓口
災害 障害 見舞 金	1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体市町村 (市町村条例による)	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円	市町村担当窓口
	2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 国1/2 県1/4 市町村 1/4		それ以外の場合 125万円	
	3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害	(災害弔慰金の支給等に関する法律)		支給の制限	
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (以上、平成25年内閣府告示第230号による)			1 当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合	

(3) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

(令和2年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支援対象世帯	支給額	問い合わせ 窓口
被災者 生活 再建 支援 金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村に係る自然災害	1 事業主体 都道府県 (※) ※支援金の支給に関する事務は、(公財)都道府県センターへ委託している。	1 住宅が「全壊」した世帯	別表のと おり	(公財) 都道府県センター
	2 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村に係る自然災害		2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯		
	3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県に係る自然災害		3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯		
	4 1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)に係る自然災害	2 経費負担 国1/2 県1/2 【被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号)】	4 住宅が半壊し、大規模な補修を行われなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)		
	5 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)に係る自然災害		5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行われなければ当該住宅に居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)		
	6 1もしくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)				
	※ 4～6の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)				

(別表)

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

○住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100万	100万	100万	50万	—

○住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万 (100万)	100万 (50万)	50万 (25万)

※ 支給額下段は中規模半壊の場合の額。

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(4) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

(令和2年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	問い合わせ窓口
災害援護資金の貸付	<p>震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円</p> <p>に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合には、1,270万円とする。</p>	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>2 実施主体市町村(条例)</p> <p>3 経費負担国2/3 県1/3</p> <p>4 対象となる災害新潟県において災害救助法による救助が行われた災害</p>	貸付区分及び貸付限度額	<p>1 据置期間3年(特別の事情がある場合は5年)</p> <p>2 償還期間10年(据置期間を含む)</p> <p>3 償還方法年賦、半年賦又は月賦</p> <p>4 貸付利率年3%以内で市町村が条例で定める率(据置期間中は無利子)</p> <p>5 延滞利息年5%</p>	市町村担当窓口
			1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円		
			2 家財等の損害		
			ア 家財の1/3以上の損害 150万円		
			イ 住居の半壊 170万円		
			ウ 住居の全壊 250万円		
			エ 住居全体の滅失又は流失 350万円		
			3 1と2が重複した場合		
			ア 1と2のアの重複 250万円		
			イ 1と2のイの重複 270万円		
ウ 1と2のウの重複 350万円					
4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合					
ア 2のイの場合 250万円					
イ 2のウの場合 350万円					
ウ 3のイの場合 350万円					

(5) 生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。

（令和2年4月1日現在）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
ア 生活福祉資金（福祉費（災害臨時経費））	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内） ・高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） ・障害者世帯（障害者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） <p>上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費</p>	<p>1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」</p> <p>2 実施主体等</p> <p>(1) 実施主体 県社会福祉協議会</p> <p>(2) 窓口 市町村社会福祉協議会（民生委員）</p>	<p>貸付限度</p> <p>1 世帯 150万円 以内</p>	<p>1 据置期間 貸付の日から6ヶ月以内</p> <p>2 償還期間 7年以内</p> <p>3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5%</p> <p>4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。</p> <p>5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>6 申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと。</p>
イ 生活福祉資金（福祉費（住宅改修等経費））	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内） ・高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） ・障害者世帯（障害者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） <p>上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な経費</p>	<p>1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」</p> <p>2 実施主体等</p> <p>(1) 実施主体 県社会福祉協議会</p> <p>(2) 窓口 市町村社会福祉協議会（民生委員）</p>	<p>貸付限度</p> <p>250万円 以内</p>	<p>1 据置期間 貸付の日から6ヵ月以内</p> <p>2 償還期間 7年以内</p> <p>3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5%</p> <p>4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。</p> <p>5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>6 申込方法 原則として官公署の発行する罹災証明を添付のこと。</p>

(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付 (令和4年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
母子父子寡婦福祉資金 (住宅資金)	1 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金	1 母子父子寡婦福祉法施行令第7条、第31条及び第36条 2 法施行令通知	貸付限度 200万円	1 災害救助法の適用を要しない 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率(年利) 無利子又は1.0%(連帯保証人の有無による)

*その他(特例措置)

No.	項目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
1	母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子父子寡婦福祉法施行令第19条、第31条の7、第38条、附則第7条及び附則第8条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内(1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる) (2) 添付書類 市町村長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子父子寡婦福祉法施行令第17条、第31条の7及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1) 添付書類 市町村長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
3	母子父子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長	母子父子寡婦福祉法施行令第8条、第31条の6及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年をこえない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6か月	災害救助法の適用を要しない。
4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子寡婦福祉法第32条第2項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり	災害救助法の適用を要しない。

(7) 住宅金融支援機構資金(災害復興住宅資金の貸付)

県及び市町村は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。

(令和4年10月1日現在)

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等		
(1) 建設 罹災住宅の被害「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 3,700万円 土地取得しない場合 2,700万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間 （その分償還期間延長） 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(2) 住宅購入 罹災住宅の被害「半壊」以上	購入資金 （土地取得資金含む） 3,700万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間 （その分償還期間延長） 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(3) 補修 罹災住宅の被害「り災証明書」交付	補修資金 （移転資金、整地資金含む） 1,200万円	償還期間 20年以内 据置期間 1年間 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）

(8) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

[利子補給]

事業主体 市町村
 利子補給期間 5年間
 補助対象 被災者が借入れた貸付残高に対して、市町村が交付する利子補給金。
 (補給率が1%を超える場合は1%が限度)

補助率 1/2

[貸付金]

貸付対象

住宅金融支援機構又は取扱金融機関の融資を一定額以上を受けてもなおかつ資金が不足する者

貸付限度額

建設、購入 800万円(50万円以上10万円単位)

補修 400万円(50万円以上10万円単位)

貸付利率

[当初10年] 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス1%

[11年目以降] 住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

(9) 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下「天災融資法」という。)が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。
 (令和3年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間 (措置なし)
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等農林漁業経営に必要な運転資金	一定以上の被害を受けた農林漁業者	200万円 激甚災害の場合は250万円	被害程度によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	3～6年以内 激甚災害の場合は4～7年以内
事業資金	被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の補てんに充てるための事業運営資金	災害によって施設、在庫等に著しい被害を受けた農業協同組合、漁業協同組合、連合会等	組合2,500万円 連合会 5,000万円 激甚災害の場合は組合 5,000万円 連合会 7,500万円	6.5%以内	3年

利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

(10) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行うものとする。
(令和5年1月19日現在)

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	0.40～ 0.80%	25年以内	10年以内
		災害のため必要とする長期運転資金				
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・同連合会等	0.16～ 0.20%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合会、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	0.40～ 0.80%	20年以内	3年以内
〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植		(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定)	0.40～ 0.80%	(1)15年以内 (2)25年以内	(1) 3年以内 (2)10年以内	
林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.40～ 0.80%	15年以内	5年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	0.40～ 0.80%	20年以内 (林道経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	0.40～ 0.80%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 林業施設の復旧	林業を営む者	0.40～ 0.80%	15年以内	3年以内

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間
漁業	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	漁協・同連合会、5割法人、漁業を営む者	0.40～ 0.80%	20年以内	3年以内
		漁場及び水産種苗生産施設の復旧	漁協・同連合会、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者			
関係	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）、5割法人・団体、漁業振興法人	0.40～ 0.80%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者			
資金	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	0.40～ 0.80%	15年以内	3年以内

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じ行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

(注) この他、新潟県農林水産業振興資金の融資、又、一般農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金等）について、運用の範囲内で被害農家に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金）については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

(11) 中小企業融資等

ア 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 被災の状況に応じ特に必要があると認め時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- (イ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- (ウ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- (エ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- (オ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

イ 災害関連融資制度等

(ア) 融資制度

(令和2年4月1日現在)

機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口	
県 地 域 産 業 振 興 課	セ フ テ ィ ネ ッ ト 資 金 (経 営 支 援 枠) 自 然 災 害 要 件	1 資金使途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）	(取扱金融機関) 第四北越銀行、大光銀行、信用金庫、信用組合、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、商工中金、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、JAバンク新潟県信連、北越後農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、みなみ魚沼農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協	
		2 対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。		
		3 融資限度 3,000万円（別枠）		
		4 融資利率 融資期間3年以内 年1.15% 融資期間3年超5年以内 年1.35% 融資期間5年超7年以内 年1.55%		
		5 担 保		} 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。
		6 保 証 人		
		7 信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。		
市 町 村	地 方 産 業 育 成 資 金	1 資金使途 運転資金・設備資金	市町村商工担当課	
		2 対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる）		
		3 融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）		
		4 融資利率 保証付き（責任共有対象外）1.70% 保証付き（責任共有対象）1.90% 保証なし 2.20%		
		5 融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可）		
		6 担 保		} 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。
		7 保 証 人		
		8 信用保証 市町村長の定めるところによる。		
日 本 政 策 金 融 公 庫	災 害 貸 付	1 資金使途 設備資金、運転資金	日本政策金融公庫 (国民生活事業) 新潟、三条、長岡、高田各支店	
		2 対象企業 災害により被害を受けた中小企業者		
		3 融資限度 それぞれの融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額		
		4 融資利率 それぞれの融資制度の利率（ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。）		
		5 融資期間 それぞれの融資制度の期間以内		
		6 担 保		} 公庫の定めるところによる
		7 保 証 人		

機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口
日本政策金融公庫 「中小企業事業」	災害復旧貸付	1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金	日本政策金融公庫 (中小企業事業) 新潟支店及び代理店
		2 対象企業 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者	
		3 融資限度 直接貸付 別枠 1億5,000万円 代理貸付 上記限度の範囲内で別枠 7,500万円	
		4 融資利率 基準利率(閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。)	
		5 融資期間 運転 10年以内 設備 15年以内 (うち据置期間 2年以内)	
		6 担 保 } 7 保 証 人 } 公庫の定めるところによる	
		商工組合中央金庫	
2 対象企業 異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者			
3 融資限度 金庫所定の限度内			
4 融資利率 金庫所定の金利			
5 融資期間 運転資金 10年以内(うち据置期間 3年以内) 設備資金 20年以内(うち据置期間 3年以内)			
6 担 保 } 7 保 証 人 } 公庫の定めるところによる			
8 信用保証			

(イ) 保証制度

機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口
新潟県信用保証協会	災害保証	1 保証対象要件 激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者、小規模企業者、組合（市町村長の証明を要する。） 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3 保証料率 年0.80%	新潟県信用保証協会の本店・県央支店・長岡支店・上越支店・佐渡支店
新潟県信用保証協会	セーフティネット保証 (4号要件)	1 保証対象要件 経済産業大臣が指定した災害地域内で経営に支障を生じている中小企業者（市町村長の証明を要する。） 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3 保証料率 年0.80%	

田上町地域防災計画

資料編

(令和6年3月修正)

編集発行 田上町防災会議

事務局 田上町 総務課

〒959-1503

新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 3070 番地

TEL 0256-57-6222

FAX 0256-57-3112

E-mail t2221@town.tagami.lg.jp
